

「駿河台法学」投稿規程

1. 投稿資格

原則として駿河台大学法学会会員とする。

2. 刊行

「駿河台法学」は年2回（第1号7月末日、第2号2月末日）刊行する。

3. 執筆要領

- (1) 「駿河台法学」に掲載される原稿は、法学、政治学その他隣接分野のテーマのもので、未発表・未投稿のものに限る。
- (2) 「駿河台法学」に掲載する原稿の種類は、論説、研究ノート、翻訳、書評、資料等とする。
- (3) 執筆申込は、提出期限の2ヶ月前（第1号3月末日、第2号8月末日）までに、所定の執筆申込用紙に必要事項を記載し、駿河台法学編集委員会に提出する。
- (4) 投稿原稿は、提出期限（1号3月末日、2号8月末日）までに、手書きの清書済み原稿又は電子データの形で、駿河台法学編集委員会に提出する。その他子細については、原稿募集に際して配付される駿河台法学執筆要領に従う。
- (5) 投稿原稿の採否、掲載順、校正スケジュールその他編集業務に関わる内容に関しては、駿河台法学編集委員会に一任する。
- (6) 校正は原則として3校までとし、各執筆者の責任において行う。

4. その他

- (1) 抜刷りは、一篇につき15部とする。
- (2) 原稿料の支払及び掲載料の徴収は行わない。
- (3) 執筆者は、掲載された論説等が、駿河台大学のウェブサイトまたは機関リポジトリ等を通じ、ウェブ上において公開されることに同意するものとする。